

統計調査業務の民間開放に向けた具体的方策の検討について

府省名：国土交通省

1. ガイドラインの改定作業と並行して、どのような検討を行ったのか

国土交通省所管の統計調査を対象として、民間委託の実施状況を把握し、民間委託していない統計調査については、民間委託の可能性及びそれ以外の手法による業務の効率化について検討を行い、併せて、現在民間委託を行っている業務も含めて、公共サービス改革法に基づく対象業務とすることが適切な調査業務の洗い出し等について結論を得るために、省内関係各課からなる「検討会議」を開催し、民間委託による効率性、予算確保の可能性、信頼性・正確性への影響、関連する業務や調査との関係性、受託しうる民間事業者の存在(特に調査規模、専門的分野)、民間事業者の創意と工夫の反映が見込まれる可能性、公共サービス改革法適用に伴う準備作業にかかる資源等について検討を行った。

2. 公共サービス改革法の対象とする方向で検討を行う統計調査及びその選定理由(対象とする調査がなかった場合、その理由をお書き下さい。)

・鉄道車両等生産動態統計調査

(選定理由)

本統計調査は、国土交通省が直接郵送により実施している調査であり、調査票の配布、回収、データの電子化等の事務を一括して民間委託することが可能と考えられ、公共サービス改革法の対象とすることも含め検討することとしている。

・宿泊旅行統計調査

(選定理由)

観光に関する統計については、平成 17 年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」において、整備を行うべき統計として明記されており、国土交通省では、これを踏まえ、本年 3 月より「宿泊旅行統計調査」を民間に委託し開始したところである。

「宿泊旅行統計調査」は、今後さらなる充実を目指し平成 22 年までに見直しを行うこととされていること等を勘案し、平成 22 年までの見直しと併せ、公共サービス改革法の対象とすることも含め検討することとしている。

3. その他、統計調査業務の民間開放について具体的な取組（検討中のものを含む）があれば記載して下さい。（必要に応じて、適宜、参考資料を添付願います。）

(1) 建設工事統計調査

法定受託事務として、都道府県に配布、回収、審査等を委託しているが、調査内容は、都道府県が所管する建設業・建設工事にかかる施策と密接に関連することから、都道府県建設業主管部局が実施している。都道府県が、統計の質の維持向上を図りつつ、事務の効率化のため、独自の判断で民間委託を行う場合は、国土交通省は、要綱の改正、基準の制定等の環境整備を行う方向で検討している。

(2) 建築着工統計調査

建築主が都道府県知事に提出する建築工事届（建築基準法第15条第1項）をもとに、都道府県（建築主管部局）が、法定受託事務として、調査票を作成し、国土交通省に提出している。都道府県が、調査票の作成について、民間委託を行う場合は、国土交通省は、要綱の改正、基準の制定等の環境整備を行うこと、及び都道府県レベルでのITを活用した業務効率化について検討している。

鉄道車両等生産動態統計調査の概要

- 鉄道車両、鉄道車両部品、鉄道信号保安装置及び索道搬器運行装置製造業の生産実態を明らかにすることを目的
- 指定統計第71号として、昭和29年より実施

調査対象事業所等

調査対象施設： 鉄道車両、鉄道車両部品、鉄道信号保安装置及び索道搬器運行装置の生産等を行う従業者数10人以上の工場(約100事業所)

調査時期： 毎月

調査事項： 鉄道車両の受注、生産及び月末手持ち両数・金額、鉄道車両部品等の生産、出荷及び月末在庫数量及び金額 等

調査方法： 郵送調査、オンライン調査

調査系統： 鉄道車両については、本省 事業者
鉄道車両部品等については、本省 地方運輸局 事業者

今後の検討事項

- 鉄道車両部品、鉄道信号保安装置及び索道搬器運行装置調査の調査系統について、本省直轄で行うことの検討

宿泊旅行統計調査の概要

- 全国統一基準による観光統計(承認統計)として、宿泊施設に対する調査を平成19年1月分より開始
- 都道府県単位で比較可能な宿泊者数等のデータを公表

調査対象施設等

調査対象施設 : 従業者数10人以上のホテル、旅館、簡易宿所

標 本 数 : 全国1.1万施設(全数調査)

調 査 時 期 : 四半期毎

調 査 事 項 : 宿泊目的別の割合、延べ宿泊者数、外国人延べ宿泊者数、
延べ宿泊者数の居住地別内訳、外国人延べ宿泊者数の国籍別内訳 等

調 査 方 法 : 郵送調査

調 査 系 統 : 民間調査機関に実査準備、実査、審査、集計、分析・加工等を委託

今後の検討事項

- 従業者数10人未満の施設への調査可否の検討
- 都道府県が実施している観光統計と一体的な実施により、調査の重複を是正するための検討
- 他の調査主体との適切な役割分担を含めた調査実施体制の検討
- オンライン調査の検討